

上尾市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年5月7日

上尾市監査委員 小林 二三男

上尾市監査委員 矢部 勝巳

上尾市監査委員 鈴木 彬

上 監 査 報 第 2 号  
令 和 2 年 5 月 1 日

上尾市長	畠 山 稔 様
上尾市議会議長	大 室 尚 様
上尾市選挙管理委員会委員長	日 水 正 敏 様
上尾市農業委員会会長	今 川 修 一 様
上尾市代表監査委員	小 林 二三男 様
上尾市公平委員会委員長	福 地 輝 久 様

上尾市監査委員 小 林 二三男  
上尾市監査委員 矢 部 勝 巳  
上尾市監査委員 鈴 木 彬

平成31年度第2回定期監査結果の報告書について（提出）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

平成31年度第2回定期監査報告書

1 監査実施日

- (1) 令和2年1月29日（水）、31日（金）  
総務部、市民生活部、監査委員事務局
- (2) 令和2年2月28日（金）、3月3日（火）  
環境経済部、消防本部、東・西消防署、農業委員会事務局
- (3) 令和2年3月26日（木）、30日（月）  
都市整備部、上下水道部、選挙管理委員会事務局

2 監査の対象

総務部

総務課、職員課、IT推進課、契約検査課、危機管理防災課

市民生活部

市民課、市民協働推進課、消費生活センター、保険年金課、交通防犯課、  
人権男女共同参画課

監査委員事務局

環境経済部

環境政策課、生活環境課、農政課、商工課、西貝塚環境センター  
消防本部

消防総務課、予防課、警防課、指令課

東・西消防署

東消防署管理課

農業委員会事務局

都市整備部

都市計画課、市街地整備課、建築安全課、開発指導課、みどり公園課、  
道路課、河川課

上下水道部

経営総務課、業務課、水道施設課、下水道施設課

選挙管理委員会事務局

### 3 監査の範囲

#### (1) 総務部、市民生活部、監査委員事務局

平成31年4月1日から令和元年1月30日までの財務に関する事務

#### (2) 環境経済部、消防本部、東・西消防署、農業委員会事務局

平成31年4月1日から令和元年12月31日までの財務に関する事務

#### (3) 都市整備部、上下水道部、選挙管理委員会事務局

平成31年4月1日から令和2年1月31日までの財務に関する事務

### 4 監査の着眼点及び方法

監査に当たっては、財務事務の執行が法令等に基づいて適正かつ適切に行われているかに主眼をおき、また、経済性、効率性、有効性の観点に留意しつつ、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係諸帳簿を試査照合するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、1月31日の総務課並びに3月26日のみどり公園課、道路課及び河川課については、矢部勝巳監査委員を一部除斥して実施した。

### 5 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行はおおむね適正であると認められたものの、一部において次のとおり指摘すべき事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。

#### (1) 支出関係

ア 次の補助金等については、要綱に定める交付期日を過ぎて補助金等が交付されるなどしていたものであり、各要綱に基づく適正な事務処理を行うべきである。

- ・西部環境センター・西貝塚環境センターに係る合同対策協議会補助金

【西貝塚環境センター】

- ・西貝塚環境センター運営協力交付金

【西貝塚環境センター】

- ・空閑地事業維持管理費補助金

【みどり公園課】

イ 次の補助金については、補助金申請にあたって要綱で定める添付書類が添付されていなかったことから、各要綱に基づく適正な事務処理を行い、又は現状にあわせ要綱の見直しを検討すべきである。

- ・集会所等整備事業費補助金

【市民協働推進課】

- ・商店街活力再生推進事業費補助金

【商工課】

## (2) 契約関係

ア 次の契約については、工期が限られていたことから分割して発注・契約したものである。市の契約規則及び契約事務執行要綱に基づき適正な事務処理を行うとともに、計画的に事業を執行されたい。

- ・子ども広場フェンス設置工事
- ・水路付替整地工事

【みどり公園課】

- ・管理棟周辺門扉設置工事
- ・管理棟周辺縁石工事
- ・外構工事

【みどり公園課】

イ 平成30年度に実施した緊急の小規模修繕工事（単価契約）や道路修繕工事の一部について、契約の限度額を超過したことなどにより工事費用を支払うことができない事案が発生し、年度内に適切な予算措置や繰越手続き、契約締結（変更）手続きを行わずに、平成31年度予算から支出していた。法令や市の予算規則、契約規則に基づく適正な事務処理を行うべく、再発防止のための必要な対策を講じられたい。

【道路課】

ウ 次の契約については、一部に不適切な契約事務手続きが見受けられたことから、適切な事務処理を行う必要がある。

(ア) 請書（契約書）の所在が確認できなかったもの

- ・「DocuPrint2020 保守業務」

【IT推進課】

(イ) 契約者の決定から契約締結までの手続きが、市の契約事務執行要綱で定める締結期限までに行われておらず、また、契約締結日と履行期間に齟齬があったもの

- ・上尾駅出張所、尾山台出張所非常通報装置保守点検業務

【市民課】

(ウ) 2者から見積りを徴取し安価であった業者と契約を締結しているものの、起工起案を確認することができなかったもの

- ・シュレッダー撤去処分委託業務

【商工課】

(エ) 契約履行期間経過後に変更契約（減額）されていたもの

- ・各選挙における選挙公報配布業務及び選挙のお知らせ配布業務

【選挙管理委員会事務局】

エ 市有地貸付契約に際し、貸付料に係る土地評価額を契約後に確認していた。市の財産規則に基づき適切な契約事務に努める必要がある。

【商工課】

## 6 意見

監査を実施したところ、前述のほか、次のとおり改善すべき事項が見受けられたので、これらに留意し、合理的かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 市有財産を第三者に貸し付ける場合、市の財産規則において市長の決裁を受けることが必要とされており、また、市の事務専決規程では、財産の貸し付けについて専決事項として規定していない。

市有財産の貸し付けにあたり、財産規則で定める市長決裁を受けず、部長や所属長が決裁をしている事案が見受けられた。財産規則を所管する行政経営部施設課においては、各所属の適切な事務執行や事務手続きの効率性などを考慮し、専決規程の見直しを含め、各所属が適切に事務処理を行うことができるよう対応を検討されたい。

- (2) 契約の起工起案について、契約の方法や根拠となる法令が明確にされていないものが散見された。契約事務手続きについては「契約事務の手引き（総務部契約検査課）」において示されているとおりであり、各所属においては、起工にあたり指名競争入札や随意契約、とりわけ1者による随意契約の場合など、その理由を明確に記されたい。
- (3) 次のような事案が見受けられたことから、関係する規程や要綱などの所管部署においては、各所属が適切な事務処理を行えるよう対応されたい。
- ア 旅行命令の復命について、各所属の旅行命令簿を試査により確認したところ、口頭による復命が多く見受けられた。
- イ 各所属が締結している業務委託契約について、契約書の契約約款で定めた検査結果の通知などといった手続きを確認することができない所属が散見された。